

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日、  
翌日は、その  
翌日)

## 目 次

- ◇ 告 示  
字の区域の変更(二件)(市町村振興課)  
土地改良法による換地処分(二件)(農村整備課)  
保安林の指定の解除予定(森林保全課)  
土地収用法による事業の認定(管理課)
- 都市公園の供用の開始(都市計画課)
- 都市計画の変更(二件)( )
- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧( )
- 開発行為に関する工事の完了( )
- ◇ 公安告示  
遊技機の型式の検定(生活安全企画課)
- ◇ 公 告  
猟銃等の取扱いに関する講習会の開催(生活保安課)

## 告 示

### 鳥取県告示第四百十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、三朝町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定に

より告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による三朝町が行う土地改良事業に係る本泉地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成十年三月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域(平成九年七月十日現在の地番による。)
大字本泉字石田	大字本泉字石田のうち三二七の一部、三二八の一部、三二九の一部、三三〇の一部、三三一の一部、三三二の一部、三三三の一部、三三四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三三八の二、三三八の三と一体をなす国有地以外の区域 大字本泉字石田三二七の一部、三二八の一部、三二九の一部、三三〇の一部、三三一の一部、三三二の一部、三三三の一部、三三四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三三八の二、三三八の三と一体をなす国有地の一部
大字本泉字漆ヶ坪	大字本泉字漆ヶ坪の全域 大字本泉字下河原四三八の一、四三八の二、四四〇の五
大字本泉字齊ノ木	大字本泉字齊ノ木のうち三六九の一部、三六九の六及びこれらと一体をなす国有地並びに三七〇の二、三七〇の七と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字本泉字下河原	大字本泉字下河原のうち四三八の一、四三八の二、四四〇の五以外の区域

鳥取県告示第四百十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、江府町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による江府町が行う土地改良事業に係る佐川地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成十年三月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（平成九年十一月七日現在の地番による。）
大字佐川字柿木田	大字佐川字柿木田の全域 大字佐川字棚田九六五の一の一部、九七八の三の一部
大字佐川字棚田	大字佐川字棚田のうち九六五の一の一部、九七二から九七四までの一部、九七五の一の一部、九七五の二の一部、九七五の四の一部、九七八の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字佐川字砂田一〇一〇の一 大字佐川字五反田一〇二九の一の一部、一〇三二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字佐川字砂田	大字佐川字砂田のうち一〇一〇の一以外の区域 大字佐川字棚田九七二から九七四までの一部、九七五の一の一部、九七五の二の一部、九七五の四の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字佐川字五反田	大字佐川字五反田のうち一〇二九の一の一部、一〇三二の一の一部、一〇三三の一部及びこれらを一体をなす国有地並びに一〇三二の一、一〇三三と一体をなす国有地の一部以外の区域

大字佐川字岡

大字佐川字五反田一〇三三の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一〇三二の一、一〇三三と一体をなす国有地の一部  
大字佐川字岡の全域

鳥取県告示第五百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、三朝町が行う土地改良事業に係る本泉地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成十年三月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、江府町が行う土地改良事業に係る佐川地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成十年三月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百五十二号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十年三月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

- 米子市夜見町字砂浜二 三〇九六の一七、三〇九六の一九・字砂濱三 三〇九七の一・三〇九八の一・三〇九九の一・字砂濱四 三二〇〇の一・三一〇一の六・三一〇二の一・字砂濱五 三二〇三の一・三一〇四の一（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）、富益町字新開壱 一の二〇、一の三・字新開式 二二の一・字新開参 二四の一・二六の一・字新開四 五〇の一・五一の一・五三の一・字新開五 五四の一・五六の一・五七の一・字新開六 六七の一・六八の一・六九の一・字新開七 七〇の一・七一の一・七三の一・字新開八 一二の一・字新開九 一二八の一・一三六の一・字新開拾 一三九の一・一四〇の一・一五四の一・一五五の一・字新開拾壹 一六四の一・一八五の一・一八八の一・一九八の一・字新開拾貳 二〇八の一・二二〇の一・二二五の一・字新開拾参 二二六の一・二三〇の一・二三三の一・二三六の一（以上三四筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

鳥取県告示第百五十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十年三月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

中山町

二 事業の種類

農業集落排水事業八重地区処理施設建設事業

三 起業地

1 収用の部分 西伯郡中山町八重字西河原地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

西伯郡中山町赤坂六六

中山町役場

鳥取県告示第百五十四号

次のとおり都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定により告示する。

平成十年三月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 名称

鳥取県立布勢総合運動公園

二 位置

鳥取市桂見

三 区域

別紙図面のとおり

四 供用開始の期日

平成十年三月十一日

(「別紙図面」は、省略し、鳥取県土木部都市計画課において一般の縦覧に供する。)

鳥取県告示第百五十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県土木部都市計画課(鳥取市東町一丁目二二〇)において公衆の縦覧に供する。

平成十年三月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画道路三・四・六号関金中央線

二 都市計画を変更する土地の区域

追加する部分

東伯郡関金町大字関金宿字山王河原、字横路、字宮ノタワ、字大工前及び字法大神並びに大字大鳥居字地堂及び字竹鼻  
変更する部分

東伯郡関金町大字関金宿字中道端

鳥取県告示第百五十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県土木部都市計画課(鳥取市東町一丁目二二〇)において公衆の縦覧に供する。

平成十年三月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

東郷都市計画公園及び羽合都市計画公園九・七・一号東郷湖羽合臨海公園

二 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

東伯郡羽合町大字長瀬字新川前

鳥取県告示第百五十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、日吉津村から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成十年三月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画下水道 日吉津村公共下水道

二 縦覧場所

鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目二二〇

鳥取県告示第百五十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十二年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成十年三月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号  
平成九年十一月十二日 鳥取県指令米土維十第二十二号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称  
米子市上福原五丁目
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
米子市上福原三丁目一三二〇  
平本 睦夫  
米子市上福原三丁目三一五二  
平田 賢

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十八号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規

則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成十年三月十日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 徹

申請者	氏名	又は	名称	住所		製造業者名	検定番号	有効期間
				名称	住所			
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造業者名	検定番号	有効期間			
ぱちんこ遊技機	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機	ウルトラソム78	株式会社 大一商会	700393	平成10年3月10日から3年間			
〃	〃	CRウルトラソ銀河V	〃	700420	〃			
申請者	氏名	又は	名称	住所	製造業者名	検定番号	有効期間	
			株式会社三洋物産	名古屋市千種区今池三丁目9-21	株式会社三洋物産	800017	平成10年3月10日から3年間	
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造業者名	検定番号	有効期間			
ぱちんこ遊技機	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機	CRガリ勉君S6	株式会社三洋物産	800017	平成10年3月10日から3年間			

申請者	氏名	豊丸産業株式会社			
	住所	名古屋市中村区長戸井町三丁目12			
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造業者名	検定号	有効期間
	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ該当機	フリバリ原始人 E	豊丸産業株式会社	800002	平成10年3月10日から3年間
申請者	氏名	サミー株式会社			
	住所	東京都豊島区東池袋二丁目23-2 里見 治			
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造業者名	検定号	有効期間
	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号該当機	ウルトラマンク ラブ3	サミー株式会社	840006	平成10年3月10日から3年間
申請者	氏名	メロンパニツク			
	住所	株主名簿記載住所 株式会社瑞穂製作所 名古屋市中村区長戸井町三丁目58			
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造業者名	検定号	有効期間
	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号該当機	メロンパニツク	サミー株式会社	740399	〃

  

申請者	氏名	株式会社ネット			
	住所	堺市旭ヶ丘北町一丁目4-5 幸司			
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造業者名	検定号	有効期間
	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号該当機	シベリアーナ	株式会社瑞穂製作所	740086	平成10年3月10日から3年間
申請者	氏名	株式会社ネット			
	住所	堺市旭ヶ丘北町一丁目4-5 幸司			
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造業者名	検定号	有効期間
	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号該当機	クロスコット	株式会社ネット	740395	平成10年3月10日から3年間

  

## 公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成10年3月10日

鳥取県知事 松 本 徹

1 講習の種類別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次の掲げるものを対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習	平成10年4月28日 午後10時00分から 午後4時30分まで	米子市鞆町一丁目151 鳥取県米子警察署	倉吉、八橋、米子、境港、溝口、黒坂の各警察署の管内に居住するもの
経験者講習	平成10年4月10日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市鞆町一丁目151 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港、溝口、黒坂の各警察署の管内に居住するもの
	平成10年4月20日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁議会棟2階 第2執行部控室	岩美、鳥取、郡家、智頭、浜村の各警察署の管内に居住するもの

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間30分

イ 経験者講習 3時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 6,000円

イ 経験者講習 2,400円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑

### 鳥取県公報の定期購読の申込みについて

平成10年度（平成10年4月から平成11年3月まで）において鳥取県公報の購読（年間を通じての定期購読を原則とします。）を希望される方は、下記の鳥取県公報購読申込書により平成10年3月20日までに鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部総務課へ申込みをしてください。

なお、購読料金（1部月額 2,200円。年額 26,400円）については、後日送付する納入通知書により納入してください。

照会先 鳥取県総務部総務課 電話0857-26-7023、7024

### 鳥 取 県 公 報 購 読 申 込 書

次のとおり鳥取県公報を購読したいので、申し込みます。

平 成      年      月      日

郵便番号

住 所

申 込 者

氏 名

印

（ 団体にあつては、名称  
及び代表者の氏名 ）

電話番号

購 読 部 数	
購 読 料 金	
送 付 先	

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千二百円（送料を含む。）】